

議案第 6 号

おいらせ町霊園条例の一部を改正する条例について

おいらせ町霊園条例（平成18年おいらせ町条例第119号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ町営霊園事業の見直しに伴い、使用料を改めるなど本条例に所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町霊園条例の一部を改正する条例

おいらせ町霊園条例（平成18年おいらせ町条例第119号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の2項を加える。

- 3 町長は、利用者から利用場所の変更申請があったときは、その利用場所を変更することができる。
- 4 前項の規定による変更前の利用場所については、第17条の規定を準用する。

第12条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 利用者は、第10条第3項の規定により利用場所を第2種区画から第1種区画に変更したときは、使用料及び管理料の既納額と変更後の額との差額を納付しなければならない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

区分		使用料	管理料(年額)
第1種	6 m ²	340,000 円	4,920 円
第2種	4 m ²	230,000 円	3,250 円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。